

江南市土地改良区 地区除外手続 必要書類等について

農地転用等をする土地が畑地かんがいの受益地となっている場合

- ① 「農地転用等の通知書」 2通作成
 - 位置図（1/2,500～1/10,000）と農地転用等をする土地の登記事項証明書の写しを添付 してください
 - 地区担当総代の署名押印が必要です

- ② 「畑地かんがい受益地除外申請書」 2通作成
 - 農地転用等をする面積1㎡当たり150円の転用決済金が必要となります
 - 手数料200円

- ③ 「地区除外申請書」 2通作成

- ④ 「農地転用意見書」 3通作成
 - 市街化調整区域内の土地について農地転用等をする場合に必要となります
 - 手数料200円

- ⑤ 転用決済金 書類の提出時に、現金で納付
 - 1平方メートルあたり 150円

（お願い）

- 手続きをしようとする前に、受益地に該当するかどうかを必ず確認してください。

- 農地転用等をする土地に畑かん(給水栓)が設置してある場合は、別途手続きが必要になりますので、事前に現地確認をお願いします。

江南市土地改良区 地区除外手続 必要書類等について

農地転用等をする土地が畑地かんがいの受益地ではない場合

(1) 地目が「田」で般若水系の受益地である場合

- ① 「農地転用等の通知書」 2通作成
 - 位置図（1/2,500～1/10,000）と農地転用等をする土地の登記事項証明書の写しを添付 してください
 - 地区担当総代の署名押印が必要です

- ② 「地区除外申請書」 2通作成

- ③ 「農地転用意見書」 3通作成
 - 市街化調整区域内の土地について農地転用等をする場合に必要となります
 - 手数料200円

- ④ 「転用決済金」
 - 島宮地区のみ必要となります
 - 1平方メートルあたり 150円

（ご注意）

農地転用等をする土地の地目が「田」の時は、木津用水土地改良区での手続も必要となる場合がありますので、必ず木津用水土地改良区までご確認ください。

【木津用水土地改良区の連絡先】

住所 愛知県小牧市中央一丁目346番地
電話 0568-72-3911
FAX 0568-75-6298

(2) 畑地かんがいの受益地でも般若水系の受益地でもない場合

手続不要

（お願い）

- 手続きをしようとする前に、受益地に該当するかどうかを必ず確認してください。

- 農地転用等をする土地が受益地でなくても、当該土地に畑かん(給水栓)が設置してある場合は、別途手続きが必要になる場合がありますので、事前に現地確認をお願いします。

江南市土地改良区 地区除外手続 必要書類等について

農地転用等をする土地に畑かん(給水栓)が設置してある場合

畑かん(給水栓)は土地改良区の受益地にのみ設置することができます。したがって、農地転用等をしたことにより土地が土地改良区の受益地でなくなった場合、畑かん(給水栓)をその土地に置いたままにすることができなくなるので、畑かん(給水栓)を移設または撤去しなければなりません。移設または撤去をするには地区除外申請の際に、「畑地かんがい給水栓 移設・撤去 申請書」を提出していただく必要があります。また、「畑地かんがい給水栓 移設・撤去 申請書」を提出して頂ければ工事費を当土地改良区で負担します。

「畑地かんがい給水栓 移設・撤去 申請書」 …… 1通作成

- 位置図、平面図等を添付してください
- 地区担当総代の署名押印が必要です
- 移設・撤去にはおおむね2～3週間ほどかかりますので、余裕を持って申請してください



畑かん(給水栓)

2通提出

記入例

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について農地法第〇条第〇項第〇号の規定による(許可の申請、**届出**)にあたり
江南市土地改良区地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法により
これを納付します。

押印してください

令和 年 月 日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

転用組合員 住所 ① 愛知県江南市赤童子町大堀90番地 印
 氏名 江南 太郎

転用関係者 住所 ② 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 印
 氏名 愛知 花子

事務所住所 ③
 申請代理人 職印
 電話番号

江南市土地改良区理事長 殿

記

1. 土地

市町名	字名	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考
江南市	和田町天神	1000番	畑	214 m ²	214 m ²	住宅建築	令和2年3月21日	
一宮市	千秋町加納馬場	4210番2	畑	635 m ²	635 m ²	駐車場	同上	
				m ²	m ²			

- 2. 位置図 (1/2,500 ~ 1/10,000) ※登記簿謄本の写し
- 3. 農業委員会 (県知事)に 転用許可申請書 提出しようとする日
 転用届出書

④ 上記確認済地区担当総代 印

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあつては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

～農地転用等の通知書 作成にあたり注意していただきたいこと～

- ①について 現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ③について 行政書士が申請代理人として手続きを行う場合は、事務所住所・申請代理人氏名・連絡先電話番号を記入し職印を押印してください。
- ④について 事前に、農地転用等をする土地を担当する総代から承認を受け、署名・押印をいただいでください。

「1.土地」の欄について

農地転用等をする土地の所在、地目、地積、及び転用する面積、転用目的、転用予定日を記入してください。
欄が足りない場合は別紙に記入して合綴して提出していただいても構いません。

添付書類について

位置図：農地転用等をする土地の位置を示した図面。(住宅地図等でも構いません。)
※謄本の写しについては、農地転用等をする土地の登記事項証明書の謄本(分筆して農地転用等をする場合は分筆後のもの)のコピー。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

2通提出

畑地かんがい受益地除外申請書

記入例

下記土地に対しては転用するので、畑地かんがい受益地から除外されたく申請する。

令和 年 月 日
申請日の日付印を事務局にて押印します。
住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
氏名 江南 太郎

江南市土地改良区理事長 殿

記

Table with 7 columns: 字名, 地番, 地目, 地積, 喪失年月日, 喪失の原因. Rows include 江南市 和田町天神 and 一宮市 千秋町加納馬場.

誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日附で提出しました農地転用申出に対し江南市土地改良区農地転用等事務取扱規定により江南市土地改良区から通知書に協議されました下記事項は負担金納付者と共に承諾し、これを確実に履行することを誓約します。

農地転用申出に対する協議事項

- 1. 転用土地に対する将来負担となる予定経費濃尾用水事業の負担金を納付すること。
2. 農地転用により区費の収入減少に基づく残存組合員への区費過重賦課又は事業運営の減退を防止するための将来への補償金として経常賦課金を負担すること。

給水栓の有無 有 無

1、2の金額(畑地かんがい除籍賦課金) 127,350 円 1平方メートルあたり 150円

令和 元 年 11 月 26 日

事務所住所

申請代理人

電話番号

納付者住所

愛知県江南市赤童子町大堀90番地

氏名 江南 太郎 印

江南市土地改良区理事長殿

～畑地かんがい受益地除外申請書 作成にあたり注意していただきたいこと～

- ①について 現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ②について 農地転用等をする土地のうち、畑地かんがいの受益地となっている土地の所在、地目、地積、及び転用する面積、転用目的、転用予定日を記入してください。欄が足りない場合は別紙に記入して合綴して提出していただいても構いません。
- ③について ②に記載した土地に畑かん(給水栓)が設置してあるかどうかを記入してください。
- ④について ②に記載した土地の地積(m²)に150を乗じた数値を記入してください。
- ⑤について 転用決済金を納付する方の氏名・住所を記入し、押印してください。

・書類の提出時に転用決済金も納付していただきます。

(転用決済金(円))= 転用等をする畑地かんがい受益地の面積(m²) × 150)

・事前に、農地転用等をする土地が畑地かんがいの受益地かどうかお問い合わせの上、手続きをお願いいたします。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

地区除外申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 通知に係る土地につき、令和〇〇年〇〇月〇〇日 以降これを転用するので土地改良区の地区から除外されたく申請する。

令和 年 月 日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

①
住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
転用組合員 氏名 江南 太郎 印

②
住所 名古屋市中区三の丸二丁目1番2号
転用関係者 氏名 愛知 花子 印

③
事務所住所
申請代理人 職印
電話番号

江南市土地改良区理事長 殿

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

～(様式第3号) 地区除外申請書 作成にあたり注意していただきたいこと～

- ①について 現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ③について 行政書士が申請代理人として手続きを行う場合は、事務所住所・申請代理人氏名・連絡先電話番号を記入し職印を押印してください。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

農地転用意見書

下記の土地に係る農地法第5条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

令和 年 月 日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

江南市土地改良区理事長 福田 松久

記

1. 通知者

転用組合員

①
住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
氏名 江南 太郎

転用関係者

②
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏名 愛知 花子

2. 土地

市町名	字名	地番	地目	用途	面積	転用の事由	転用予定日
江南市	和田町天神	1000番	畑	畑	214 m ²	住宅建築	令和2年3月21日
一宮市	千秋町加納馬場	4210番2	畑	畑	635 m ²	駐車場	同上
					m ²		

3. 意見

農地転用に伴う措置について協議が整い、本土地改良区としては、さしつかえない。

～農地転用意見書 作成にあたり注意していただきたいこと～

①について 現所有者の氏名・住所を記入してください。

②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入してください。

「2.土地」の欄について

農地転用等をする土地の所在、地目、地積、及び転用する面積、転用目的、転用予定日を記入してください。欄が足りない場合は別紙に記入して合綴して提出していただいても構いません。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

1通提出

記入例

畑地かんがい給水栓 **移設** ・ 撤去 申請書

令和 元 年 11 月 26 日

江南市土地改良区
理事長 福田 松久 様

住 所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地

申請人 氏 名 江南 太郎 **印**

電話番号 〇〇〇〇-△△-××××

下記のとおり給水栓を**移設** ・ 撤去 して下さい。

記

- 1 移設・撤去の場所 江南市和田町天神1000番
- 2 移設・撤去の時期 令和2年3月21日まで
- 3 移設・撤去の理由 住宅建築のため当該土地を農地転用するから

地区総代承認 〇〇 〇〇 **印**

※添付図面 (位置図、平面図等)